

大田原市との「遺贈寄附に関する連携協定」の締結について

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、このたび、大田原市（市長 相馬 憲一）と「遺贈寄附に関する連携協定」（以下、「本協定」）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本協定により、「自身の遺産を市のために役立てたい」と希望されるお客さまに対し、遺言書作成のコンサルティングを行う「遺言信託」のサービスを活用し、遺贈寄附として、お客さまの想いを「かたち」にいたします。

当行は、今後も多様化する資産承継ニーズにお応えできるよう、より付加価値の高いサービスの提供に努めるとともに、“地域と共に生きる”銀行として、地域社会・地域経済へのさらなる貢献を目指してまいります。

記

1. 本協定の目的

本協定は、当行が取り扱う「遺言信託」のスキーム※を活用し、大田原市への遺贈寄附による社会貢献を希望されるお客さまのニーズにお応えすることを目的としています。

※あしぎん「遺言信託」の詳細については、[当行ホームページ](#)をご覧ください

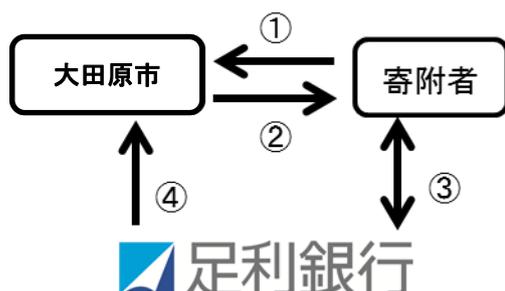
2. 遺贈寄附の流れ

【足利銀行へ遺贈寄附をご相談された場合】



- ① 遺贈寄附のご相談
- ② 遺言信託のご契約・遺言書の作成
- ③ 相続発生時、遺言執行（寄附金の受渡し）

【大田原市へ遺贈寄附をご相談された場合】



- ① 遺贈寄附のご相談
- ② 足利銀行を紹介
- ③ 遺言信託のご契約、遺言書の作成
- ④ 相続発生時、遺言執行（寄附金の受渡し）

3. 締結日

2026年2月2日（月）

以上